

治山、林道事業調査測量等業務共通仕様書

第 1 条 適用範囲

1. この共通仕様書は、福井県農林水産部 森づくり課 の施行する調査測量等、業務の一般的仕様を示すもので、これに記載されていないものについては、測量法、同施行令、同施行規則、治山事業設計書作成要領、治山技術基準、福井県治山事業設計基準、林道規程、民有林林道事業設計書作成要領、林道技術指針、福井県林道事業技術設計基準ならびに当該事業調査測量等、業務委託特別仕様書による。
2. 設計図書および仕様書に明示されていない事項、または、それらの内容について疑義が生じた場合は、協議のうえ実施するものとする。

第 2 条 用語の定義

指示、承諾、協議とは、次の定義による。

1. 指示とは、注文者側の発議により監督職員が請負者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
2. 承諾とは、請負者側の発議により請負者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
3. 協議とは、監督職員と請負者が合議することをいう。

第 3 条 疑義

請負者は、調査測量等業務実施にあたり、仕様書および設計図書等に疑義を生じた場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

第 4 条 業務計画

1. 請負者はあらかじめ業務計画を立て、監督職員の承諾を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更はこの限りでない。
2. 前項ただし書きで変更を行った場合は、そのつど監督職員に報告しなければならない。

第 5 条 資料等の貸与および返還

貸与を受けた図面および関係資料等は、業務の完了後ただちに返還しなければならない。

第 6 条 業務の確認

請負者は、主要な調査測量等業務段階の区切り目等において、監督職員の指示した個所については監督職員の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。

第 7 条 業務管理

1. 請負者は、業務実施にあたり関係法規を遵守し、常に善良なる管理を行わなければならない。
2. 測量現場が隣接し、または同一場所において実施する別途測量がある場合には、常に相互協調するとともに成果の照合を行わなければならない。
3. 請負者は、調査測量等業務実施にあたり、水陸交通の妨害または公衆に迷惑をおよぼさないよう務めなければならない。
4. 請負者は、調査測量等業務中、安全に留意しなければならない。

第 8 条 土地の立入り

請負者は、調査測量等業務実施にあたり、国、公有または私有の土地に立入る場合は、あらかじめ土地所有者または専有者の承諾を得なければならない。なお、関係者の請求があった場合は、関係法令に規定する身分証明書を提示しなければならない。

第 9 条 土地の使用等

請負者は、立木竹かきの伐除または土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者または占有者の承諾を得て行うものとし、無断で伐除したもの又は不注意により第三者に迷惑をおよぼした場合は、請負者の責任において処理するものとする。

第 10 条 官公庁その他への手続等

1. 請負者は、調査測量等業務実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、監督職員と打合せのうえ、請負者において迅速に処理しなければならない。
2. 請負者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、または、交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

第 11 条 主任技術者

主任技術者は、測量法第 49 条により登録された測量士、および必要な資格を有す者でなければならない。

第 12 条 提出書類

請負者は、別に定める様式により、書類を監督職員を経て遅滞なく提出しなければならない。

第 13 条 成果品

1. 成果品は、規定に定めるもののほか、特別仕様書によるものを提出するものとする。
2. 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

第 14 条 跡片付け

外業の終了したときの仮設測標の撤去、跡片付けおよび清掃は契約期間内に完了しなければならない。

第 15 条 検 査

請負者は、既済部分検査および完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品ならびに関係資料等を備えておくものとし、主任技術者が立合のうえ検査を受けなければならない。

第 16 条 そ の 他

成果品に基づく工事着手後、請負者の行った調査測量業務の不備および錯誤により変更が生じたときは、その変更作業は請負者においてすみやかに行わなければならない。この場合において、委託料は増額しない。

附 則

この仕様書は、昭和 53 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この仕様書は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この仕様書は、平成 15 年 6 月 2 日から適用する。